

新型コロナウイルス関連情報（4月14日現在）

1 喫連邦保健省によれば、14日（火）15時現在、新たにオーストリア国内で160名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び16名の死亡事例が報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は14,159名（内死亡数：384名，治癒数：7,633名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・チロル州 : 3,328名（+29）（内死亡72名，治癒2,073名）
- ・ニーダーエーステライヒ州 : 2,387名（+44）（内死亡67名，治癒1,167名）
- ・オーバーエーステライヒ州 : 2,140名（+13）（内死亡32名，治癒1,524名）
- ・ウィーン市（州） : 2,053名（+38）（内死亡78名，治癒 560名）
- ・シュタイアーマルク州 : 1,588名（+28）（内死亡87名，治癒 534名）
- ・ザルツブルク州 : 1,174名（+ 5）（内死亡26名，治癒 762名）
- ・フォアアールベルク州 : 832名（+ 0）（内死亡 7名，治癒 637名）
- ・ケルンテン州 : 386名（+ 0）（内死亡 9名，治癒 241名）
- ・ブルゲンラント州 : 271名（+ 3）（内死亡 6名，治癒 135名）

（当館注：シュタイアーマルク州で7名，チロル州で4名，ウィーン市で3名，ニーダーエーステライヒ州，ケルンテン州で各1名の死亡数が新たに計上され，合計384名となりました。）

2 本日（14日）から，開店が認められた店舗内や公共交通機関内でもマスクの着用が義務づけられていますのでご注意ください。

なお、違反に対しては警察による取り締まりも行われているところ、以下のような場合には交通違反のように警察が現場で反則金を科すことも可能とされています。

(例)

- ・感染症法に基づく地区行政機関の集会禁止の命令に従わなかった場合（50ユーロ）
- ・公共交通機関等で口や鼻をマスク等で適切に覆っていなかった場合（25ユーロ）
- ・その他、最小距離を維持すべきとの規則への違反等、新型コロナウイルス対策法に基づく命令に違反した場合（50ユーロ）

3 13日、ANAのウィーンー羽田直行便の運休期間が5月15日（金）まで延長される旨発表されました。なお、5月15日までの間、以下の曜日にフランクフルト経由で同日乗り継ぎが可能とのことです。

- ・羽田ーフランクフルトーウィーン（月・木・土）

羽田 00:10 発（NH203 便）ーフランクフルト 05:20 着

フランクフルト 08:30 発（LH1234 便）ーウィーン 09:50 着

- ・ウィーンーフランクフルトー羽田（4月24日まで月・木・土、25日以降は火・金・日）

ウィーン 10:35 発（LH1235 便）ーフランクフルト 12:00 着

フランクフルト 13:30 発（NH204 便）ー羽田 07:55+1 着

（最新の運航情報につきましては、各社ホームページにてご確認ください。）

4 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・栄養安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：新型コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月～金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所 : Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話 : (市外局番 0 1) 5 3 1 9 2 0

Fax : (市外局番 0 1) 5 3 2 0 5 9 0

ホームページ : https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html